公

告

○有用広葉樹母樹林の指定の一部を

○土地改良区の役員が就退任した旨

届出があった件

務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する

平成十九年四月十七日

年四月十七日から同年五月十七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグ 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第

福島県告示第三百号

ループ、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

## 目 次

## 告 示

○保安林の指定施業要件を変更する ○大規模小売店舗の変更の届出につ ○大規模小売店舗立地法により県が 予定である旨通知があった件 意見を述べた件 いて意見があった件

報

章 なった件

○土地改良区の役員が就任した旨届 ○大規模小売店舗立地法による廃止 出があった件 の届出があった件 章

解除した件

릇

平成十九年四月十七日

萗

○不在者投票のできる施設として指 定した件

○不在者投票のできる施設の名称を 変更した旨届出があった件

○政治活動のために寄付を受け又は

## 正 誤

○平成十九年三月三十日付け号外第 二十七号申

○平成十九年四月六日付け定例第千 八百六十四号中

Ę

릇

## 福島県公安委員会

○警備員検定合格者審査を実施する

## 福島県選挙管理委員会

景

リオン・ドール鎌田店

萗

支出をすることができない団体と

福島県告示第三百二号

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

1

白河市・須賀川市・岩瀬郡天栄村 (以上二市 村国有林。 次の図に示す部分に限

保安林として指定された目的 水源のかん養

変更後の指定施業要件

1 次の森林については、主伐は、択伐による。 白河市・須賀川市・岩瀬郡天栄村(以上二市一村国有林。 次の図に示す部分

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係

福島県知事 佐 藤 雄 平

法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要 リオン・ドール鎌田店 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島市鎌田字西舟戸十一―一ほか

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

## 福島県告示第三百一号

総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 グループ、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市 九年四月十七日から同年五月十七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくり 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第四

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 佐 藤 雄 平.

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要 福島市鎌田字西舟戸十一―一ほか

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

水産大臣から通知があった。 一十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成十九年四月十七日

福島県知 佐 藤 雄

平.

る。

立木の伐採の方法

2 に限る。) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない

3

報

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 次のとおりとする。

白河市・須賀川市・岩瀬郡天栄村・西白河郡西郷村

(以上二市二村国有林。

次の

2 図に示す部分に限る。) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 白河市・岩瀬郡天栄村(以上一市一村国有林。次の図に示す部分に限る。

3 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

= 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩瀬郡天栄村(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による 岩瀬郡天栄村(国有林。次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、 天栄村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

産部森林林業領域治山対策グループ並びに関係市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水

に供する。)

(森林林業領域治山対策グループ)

## 公告第百九十八号

模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第五項の規定により、

大規

平成十九年四月十七日

福島県知 事 佐 藤 雄

平

大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗の廃止前の店舗面積の合計 アーデン 郡山市富田町字大徳南六番地十

千四百二十一平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 零平方メートル

兀 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成十八年十月五日

届出年月日

Ŧi.

平成十九年四月五日

六 届出をした者

株式会社コート

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

## 公告第百九十九号

とおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次の

福島県知

事

佐

藤

雄

平.

平成十九年四月十七日

土地改良区の名称

阿賀川土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

岩渕 河沼郡会津坂下町大字青木字葭尻六番地

(農村整備領域農村計画グループ)

## 公告第二百号

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、

平成十九年四月十七日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

同同同同同同同同

一 長 利 夫 昭

渡部 阿部

渡部

六角

義清

同

古川

清美 文和

監事 同

村上三三男 屋 孝彦

二瓶

繁

郡 郡 同 同

町大字若宮字田茂沢前甲二四六七番地

7大字若宮字大原丙二一九番地

林部憲二郎

同

吉野

肇

同 退任した役員 一地改良区の名称 猪苗代町土地改良区 渡部 氏名 佐藤 鶇巢 黒澤 章雄 進剛 守 功 耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字砂川二九一六番地 住所

公章 同同同同同同同同同同同同同同同同 同同 郡同 郡同 郡同 郡同 町大字磐根字土田三三〇〇番地 町大字千代田字富永乙五二四番地 7大字磐里字島田一九三二番地 7大字長田字北烏帽子九九九番地 ?字土町二六番地 7大字川桁字元幸野八三番地 '字三ツ屋一二六五番地 字今泉一九二四番地

郡郡郡郡郡 郡郡同同 ?大字西館字中屋敷二三一番地一 ?大字金田字千苅二五四○番地 7大字八幡字山神三七一番地 7大字三郷字舘ノ内八二四六番地 7大字蚕養字村中乙二一五九番地 ?大字蚕養字小水沢甲二七三○番地 ?大字中小松字松橋七○番地

?大字磐里字村中六九○番地 `大字関都字山道四○五六番地 大字若宮字家東乙六二四番地 大字中小松字中目丙二三番地

就任した役員

二瓶

藤

雄

郡 同 町字三ツ屋一二六五番地 町字土町二六番地

阿部 矢森 渡部 氏名

清美

郡

同

?大字蚕養字小水沢甲二七三○番地

字今泉一九二四番地

章雄

功

耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字砂川二九

一六番地

住所

黒澤

町大字磐根字土田三三〇〇番 町大字長田字釜井三一二番地

進 守 孝

同同同同同同同同同 郡郡郡郡郡 町大字磐里字島田一九三二番地 町大字堅田字廻谷地一六八八番地 7大字千代田字村東乙三八番地

308

小林

市 同同

小檜山

進

·大字中小松字中目丙二八番地

同同同同同

公 忠 正 章 彦

同同同監同同同同同同同 事 土屋 齋藤 佐藤富太郎 五十嵐憲雄 研次 建一

郡同

町大字三郷字西河原二〇四番地

町大字八幡字白津四三八六番地

郡同

郡同

敬

正德 郡同 郡同

郡同

山崎 磯川 二瓶 二瓶

盛雄 次夫 同同同同同同同同同同 郡同

町大字関都字都沢二六〇九番地 町大字川桁字新屋敷三四一七番地

町大字若宮字山田乙二二二番地 町大字金田字金曲一一二番地 町大字若宮字田茂沢前甲二四六七番地

町大字三ツ和字五十軒三三七一番 町字新堀向七一八六番地一

地

町大字若宮字大原丙二五六番地 町大字蚕養字村中乙二一五九番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第二百一号

及び供給を図り、その苗木生産及び造林推進に寄与するため、優良な種子の採取に適す る有用広葉樹の集団を母樹林として平成三年十二月三日に指定した指定番号福島広三二 有用広葉樹(主に用材生産に適する広葉樹をいう。 平成十九年四月十七日 いて、平成十九年四月九日にその指定の一部を次のとおり解除した。 以下同じ。)の優良な種子の確保

福島県知事 佐 藤 雄 平

	樹種
	所在
解除前	本数 (本)
解除後	
解除前	面積(へ
解除後	クタール)
	除前 解除後 解除前 解除

(森林林業領域森林整備グルー ヹ

## 福島県公安委員会公告第7号

定規則」という。) 附則第7条第1項の規定により検定合格者審査(以下「審査」とい う。)を次のとおり実施する。 うち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第 5 条に規定する審査の

平成19年 4 月17日

## 審査を行う警備業務の種別及び級、日時並びに場所 福島県公安委員会委員長 脒 型 亭

- 警備業務の種別及び級
- 空港保安警備業務 1級及び2級
- 施設警備業務 1級及び2級
- 交通誘導警備業務 1級及び2級 貴重品運搬警備業務 1級及び2級
- 核燃料物質等危険物運搬警備業務
- (2) 日時

平成19年6月20日 (水)

- 午前の部 午前 9 時から正午まで
- 午後の部 午後1時30分から午後4時30分まで

福島県青少年会館(福島県福島市黒岩字田部屋53番5)

国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条に規定する検定 (以下 「旧検定」という。)に合格した警備員であって、検定規則附則第7条第2項の規定 審査対象者 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年 電話024-546-8311

審査の定員

午前の部及び午後の部とも各40名

により学科試験及び実技試験の全部を免除される者に該当しない者

## 審査申請手続等 審査申請手続

福

 $\Xi$ 

それぞれ当該ア又はイに定める警察署に提出すること。 え付けの審査申込書に必要事項を記入し、次のア及びイに掲げる者の区分に応じ、 審査を申請する者(以下「審査申請者」という。)は、福島県内の各警察署に備

なお、郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

- 交付された者 福島県内の最寄りの警察署 福島県公安委員会により旧規則第8条の合格証(以下「合格証」という。)を
- する警察署 であるものに限る。) 他の都道府県公安委員会により合格証を交付された者(福島県内に住所を有す 者又は福島県外に住所を有する者で福島県内に所在する営業所に属する警備員 住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄

## 2 添付書類

する営業所に属する警備員である者は(1)の審査申請書に次のア、イ及びエに掲げる げる者のうち福島県内に住所を有する者は(1)の審査申請書に次のア、イ及びウに掲 げる書類を、(1)のイに掲げる者のうち福島県外に住所を有する者で福島県内に所在 (1)のアに掲げる者は(1)の審査申請書に次のア及びイに掲げる書類を、(1)のイに掲

書類を、それぞれ添付すること。

したもの) 1葉 メートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の総3センチ

- 合格証の写し 1通
- 営業所に属することを疎明する書面 住所地を疎明する書面 (住民票の写し、自動車運転免許証の写し等)

涶

審査申請の受付期間

の午前9時から午後5時まで 平成19年5月14日(月)から同月31日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

の数が定員に達したときは、その後の申請については、受付期間中であっても受付 を締め切るものとする。 なお、各部とも審査の申請の先着順に審査を受ける者を決定し、審査を受ける者

## (4) 審査手数料

各審查4,700円

納付方法

福島県収入証紙により、審査申請書提出時に納付すること なお、既納の審査手数料は、返還しない。

- 審査を受ける者は、審査当日に合格証を持参する
- (2) 審査は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、 実技試験は行わない。
- 審査に関する問い合せ先

郵便番号960 - 8686 福島県福島市杉妻町 2 番16号 福島県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話024-522-2151 内線3026又は3027

(生活安全企画課)

# 福島県選挙管理委員会

# 福島県選挙管理委員会告示第四十七号

九年四月九日次のとおり指定した。 条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成十 施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令 号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法 (昭和二十二年政令第十六号)第百六条、第百十四条、第百十七条若しくは第百八十四 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二

施設

平成十九年四月十七日

委員長 新妻 威福島県選挙管理委員会

男

ヶ丘特別養護老人ホームハーモニーみどり	施設の名
-みどり	称
郡山市緑ヶ丘東六丁目二六番地二	施設の所在地

# 福島県選挙管理委員会告示第四十八号

る施設の名称を変更した旨の届出があった。条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のでき第四項(第百八条、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項又は第百十二第四項(第三八条、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項又は第百十二

平成十九年四月十七日

委員長 新 妻 威 男福島県選挙管理委員会

平成一九年四月一日	174	三春病院	三春町立	1,0	<b>三春病院</b>	福島県立
平成一九年四月	病院		猪苗代町	院	猪苗代病	福島県立
平成一八年四月	福島県立医科	院人	大学附属病	·付属病院	県立医科大学付	福島県立
変更年月日	後	更	変	前	更	変

# 福島県選挙管理委員会告示第四十九号

受け、又は支出をすることができない政治団体となった。の政治団体は、平成十九年四月三日以後政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第二項の規定により、次

平成十九年四月十七日

310

政治団体の名称

名表者の氏

の氏名

会計責任者 | 主たる事務所の所在地 | 摘要 | 類 | 類 | 表 | 数 | 男

福島県選挙管理委員会

		I		1	Г	I		I		I		
髙木昌祺後援会	秦友会	政治結社平成塾	鈴木たもつ後援会	ハートの会ンで新しい郡山を創るしがらみのないクリー	さんゆう会	佐野幸正後援会	佐藤徳治後援会	佐藤善映安達町後援会	佐々木英夫後援会	北山文子後援会	岡部善宜後援会	飯村義久後援会
遠藤	諸橋	高久	鈴 木	佐藤	佐藤	佐野	飯沼	佐藤	佐々木英夫	北 山	岡 部	鈴 木
良 平	泰夫	勇	保	徳 子	一美	幸正	良一	善映	英夫	正	善	清一
大平	鈴 木	室井	鈴 木	佐藤	猪股	渡辺	佐藤	佐藤	佐々木弥生	北山	佐藤	飯 村
修一	仁	幸夫	道 子	新一	謙喜	幸雄	嘉伸	善映	小	信政	寛	勝則
字鐘突堂四  四三   双葉郡楢葉町大字北田	字大原一一六—六 郡山市富久山町久保田	<b>倉字折口原三七—五五</b> 西白河郡西郷村大字熊	鶴場二〇	郡山市咲田二―二〇―	富字上平己四三南会津郡下郷町大字栄	和木五八〇	沢字滝沢一二伊達市梁川町大字五十	五九 二本松市渋川字油王田	堂南深町二四 双葉郡浪江町大字権現	保曽八〇相馬郡飯舘村飯樋字久	七四本宮市糠沢字久保内一	坂字長坂一一二四白河郡西郷村大字長
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	以政外党

福

もろはし泰夫後援会	る会 南相馬市の明日を考え	来を真剣に考える会	福島公論会	馬場いさお後援会	服部光治安達町後援会	ねる会) ねる会)	日本聖徳會	日本国政党光和塾	東英 グループ	玉川新時代を拓く会	竹野光雄後援会	高宮敏夫連合後援会
伊藤	小野田善光	桑 名	先崎	馬場	服部	根本	国場	渡邊	今 泉	佐久間安直	佐藤	白井
太助	善光	達	正長	績	光 治	明	良 幸	和広	英 史	安直	保	誠一
鈴木	古小台	松浦	先崎加代子	関場	服部	斉藤	馬場	青木	今泉	森	安部	国分
仁	古小高祥浩	敏幸	州代 子	健治	光治	友昭	徹	重憲	勝栄	清重	友一	_
字大原一一六—六 郡山市富久山町久保田	三—一四 南相馬市原町区二見町		場川原一―六田村市船引町船引字馬	們平一—一六 双葉郡浪江町赤宇木字	三七二本松市米沢字川原田	岩瀬郡鏡石町諏訪町一	柿境二五―二 いわき市鹿島町御代字	北釜二六 双葉郡広野町下北迫字	二一郡山市白岩町字松ヶ作	签字中ノ内一三 石川郡玉川村大字北須	原田二南相馬市小高区浦尻字	二本松市松岡二一三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

	$\circ$		$\circ$	
二 八 三 下下下下	平成十九年四	三上	平成十九年三	ページ 段
二十十七六三	四月六日付:	一八	一月三十日	行
同 高 島 陰 一 花 見 久 榮	○平成十九年四月六日付け定例第千八百六十四号中	第七条の二第一項の規定	○平成十九年三月三十日付け号外第二十七号中	Œ
同 同 高 島 島 隆 一 く 榮		第七条の二第一項の規		認

○平成十九年	ページ段	正	横山正秀後援会
成十九年三月三十日	行	誤	後援会
口付け号外第			——— 横 山
<u> </u>	正		正秀
一十七号中	11.		菅野
•			幸蔵
	誤		和木五五和木五五
			同